

県指定文化財の指定解除に伴う告示について

1 対象

県指定文化財

名称	尾八重神楽
種別	無形民俗文化財
所在地	西都市大字尾八重
保存団体	尾八重神楽保存会
指定年月日	昭和56年3月10日

名称	西米良神楽
種別	無形民俗文化財
所在地	児湯郡西米良村
保存団体	西米良村神楽保存会連合会
指定年月日	平成9年3月24日

※ 西米良神楽は、越野尾（こしのお）神楽、村所（むらしょ）神楽、小川（おがわ）神楽の3神楽で構成される。

2 解除の理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、令和5年3月22日付け文部科学省告示第27号で重要無形民俗文化財に指定されたため。

※ 国指定重要無形民俗文化財「米良神楽」（昭和52年5月17日指定）に上記の2神楽と、木城町指定無形民俗文化財「中之又神楽」が追加指定れ、名称が「米良の神楽」に変更された。

3 告示案

宮崎県教育委員会告示第〇号

次の表に掲げる宮崎県指定無形民俗文化財が令和5年3月22日付け文部科学省告示第27号により重要無形民俗文化財に指定されたことから、宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第27条第5項の規定により同日付で当該宮崎県指定無形民俗文化財の指定を解除されたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

令和5年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

種別	名称	所在地	保存団体
県指定無形民俗文化財	尾八重神楽	西都市大字尾八重	尾八重神楽保存会
県指定無形民俗文化財	西米良神楽	児湯郡西米良村	西米良神楽保存会連合会

【根拠】

<宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）>

第4章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財

（解除）

第27条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 （略）

3 （略）

4 （略）

5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 （略）

7 教育委員会は、第5項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を告示しなければならない。

<文化財保護法（昭和25年法律第214号）>

第5章 民俗文化財

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）

第78条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。